

大阪市告示第1168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年8月29日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者

(1) 名称

株式会社寺岡精工 関西第一支店 大阪営業所

(2) 住所又は事務所の所在地

大阪府吹田市垂水町3丁目20番8号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入の種類

キャッシュレス決済を利用して住民情報業務等を行う区役所・出張所等に納付される証明書発行手数料等

3 指定日

令和6年9月1日

4 指定期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで

（市民局総務部住民情報担当）